

令和3年度第1回寝屋川市ごみ減量化・リサイクル推進会議
(書面開催)

期間 令和3年9月22日(水)～
令和3年10月5日(火)

次 第

- 1 会長・副会長の選出(資料1・2)
- 2 審議会の運営について(参考1・2)
- 3 寝屋川市一般廃棄物処理基本計画の概要
(別冊 寝屋川市一般廃棄物処理基本計画(概要版))
- 4 寝屋川市のごみの現状(資料3)
- 5 寝屋川市一般廃棄物処理実施計画について
(別冊 令和3年度寝屋川市一般廃棄物処理実施計画)
- 6 その他

配布資料

- 資料1 寝屋川市ごみ減量化・リサイクル推進会議委員名簿
- 資料2 寝屋川市ごみ減量化・リサイクル推進会議規則
- 資料3 ごみ総排出量の推移及び基本計画目標値の達成状況
- 資料4 意見記入用紙
- 別冊 寝屋川市一般廃棄物処理基本計画(概要版)
- 別冊 寝屋川市一般廃棄物処理基本計画
- 別冊 令和3年度寝屋川市一般廃棄物処理実施計画
- 参考1 寝屋川市審議会等の設置、運営及び公開に関する指針
- 参考2 寝屋川市審議会等の傍聴に関する要綱

1 会長・副会長の選出 (資料1・2)

会長及び副会長の選出については、寝屋川市ごみ減量化・リサイクル推進会議規則第3条の規定により、本会議は、会長1名、副会長1名を置き、委員の互選により定めることとなっています。

なお、事務局より会長及び副会長を次のとおり推薦します。

| |
|--|
| 会長 花嶋 温子 (大阪産業大学 デザイン工学部環境理工学科 准教授) |
| 副会長 荻野 茂基 (寝屋川市市政協力委員自治推進協議会) |

異議がある場合は、9月28日(火)までに事務局にご連絡ください。

2 審議会の運営について (参考1・2)

緊急事態宣言の発出に伴い、令和3年度第1回寝屋川市ごみ減量化・リサイクル推進会議は、書面開催とします。審議会の設置等の留意事項については、「寝屋川市審議会等の設置、運営及び公開に関する指針」並びに「寝屋川市審議会等の傍聴に関する要綱」をご確認ください。

なお、次回以降については、新型コロナウイルス感染症の動向により、開催方法等について周知します。

3 寝屋川市一般廃棄物処理基本計画の概要

(別冊 寝屋川市一般廃棄物処理基本計画(概要版))

(1) 計画策定の必要性について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)では、第6条第1項の規定により、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」とされています。

寝屋川市では、平成23年(2011年)3月に一般廃棄物処理基本計画(以下「前計画」という。)を策定し、一般廃棄物の処理に関する方向性を示してきました。一方、少子・高齢化の進行や人口減少、安全・安心なまちづくりへの関心の高まりなど、社会情勢は大きく変化してきました。また、大型台風やゲリラ豪雨、猛暑日の増加など、身近なところに気候変動の影響が現れており、平成27年(2015年)には温室効果ガスの大幅削減を目標とした

パリ協定が採択されました。さらに同年、気候変動、資源の枯渇、自然破壊、貧困や不平等・格差等の様々な問題の根本的解決に向け、「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げる「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されています。

また、令和元年（2019 年）末に発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、外出や経済活動の自粛等により、国民一人一人のライフスタイルに大きな変化をもたらしています。

このように、ごみを処理することだけでなく、安全・安心を基盤として、経済・社会・環境を統合的に向上させるマルチベネフィットの創出に向けた取組を総合的かつ計画的に推進していくことが求められる中、前計画の改定時期であり、前計画策定後の一般廃棄物関連施策の推進に伴う社会情勢の変化を踏まえて、令和 3 年 3 月に計画を策定しました。

(2) 内容

別冊 寝屋川市一般廃棄物処理基本計画（概要版）参照

(3) 進行管理

基本計画に掲げる施策・事業を計画的かつ実効性のあるものとして推進するためには、取組状況を把握し、課題に対する適切な是正を行う進行管理が重要となります。

そのためには施策・事業の進捗状況を定期的に確認し、取組の成果を評価し、改善点を次の事業へ反映させる“PDCI サイクル”（Plan・Do・Check・Innovation）の仕組みが必要です。

“PDCI サイクル”は、各年度の「小さいサイクル」と、計画改定時の「大きいサイクル」の両方に適用します。

本会議は、この基本計画の進行管理を行うこととなります。

4 寝屋川市のごみの現状（資料 3）

(1) 内容

寝屋川市のごみ総排出量の推移や一般廃棄物処理基本計画の目標値の達成状況について説明しています。表 1 は各項目におけるごみの「総量」を示しており、表 2 は「市民一人一日当たり」のごみの量を示しています。

5 寝屋川市一般廃棄物処理実施計画について

（別冊 令和 3 年度寝屋川市一般廃棄物処理実施計画）

(1) 令和 3 年度寝屋川市一般廃棄物処理実施計画について

一般廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画（一般廃棄物処理基本計画）及び当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されています。

別冊の令和3年度寝屋川市一般廃棄物処理実施計画が今年度の実施計画として、令和2年度のごみ減量化・リサイクル推進会議で意見を頂き策定したものです。

(2) 令和4年度の実施計画に向けて

令和3年度の実施計画をご確認いただき、令和4年度の実施計画策定にあたり、ごみ減量やリサイクルの推進に関してのご意見を、資料4「意見等記入用紙」への記入いただき、同封の返信用封筒にて10月5日必着で提出いただきますようお願いいたします。

6 その他

次回の開催については、

①令和3年11月17日（水）10時～

②令和3年11月19日（金）10時～

のいずれかで予定していますのでよろしく願いいたします。